

行財政運営と住民視点 ～財政健全化法を中心として～

大阪府総務部市町村課財政グループ 中川 一郎

はじめに

現在、自治体財政は極めて厳しい状況にある。経済状況を反映した地方税収の落ち込みが続く中、少子高齢化の進展や経済状況の悪化に伴う老人福祉費や生活保護費をはじめとした社会保障関係費の増大に加え、過去に発行した地方債の償還に要する費用が財政運営を逼迫させている。各地方自治体においてはこうした諸課題に対応するため、職員定数の削減や事務事業の見直しに取り組んでいるところである。同時に、地方分権の推進に伴い、地方自治体が独自性を発揮し、住民にとって「住みたい」と感じられる魅力ある街としていくよう、定住意識を高めていくことや新たな人口の流入を誘発するような施策を展開していくことも不可欠である。

一方で、財政面において地方自治体を取り巻く環境も大きく変化している。平成18年度から地方債の発行が許可制から協議制へと移行し、地方債の発行が原則自由となった。また、平成19年からは「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」という。）が施行され、各地方自治体はこれまで以上に財政情報の透明化を図った上で、地方債の発行・管理を含め「安定した財政運営」をすることが求められるようになっていく。

これらのことを踏まえ、地方自治体にとって行財政面から重要なことは、税・使用料をはじめとした一定の住民負担のもとに安定した財源を確保するとともに、可能な限り将来にわたる財政負担を少なくし、住民が必要とする施策を安定的に講じていくことに耐え得る自律した行財政運営を行っていくことである。

本稿は、「住民視点」をキーワードにして、財政健

全化法における将来負担額に着目しながら、その大部分を占める地方債について述べる。さらに、厳しい財政状況の下、限られた財源を効率的かつ効果的に活用し、住民の視点から地域において真に必要なとされる施策を講じていくためには、今後の行財政運営において住民・事業者をはじめとした地域の力が不可欠であることから、住民視点でまちづくりに参加する取組について考察していくものである。

なお、文中意見にわたる部分については、私見であることをあらかじめお断りしておく。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）は、各地方自治体がこれまで以上に財政情報の透明化を図った上で、財政の健全化に向けた取組を促進していくことを目的とした制度である。また、こうした流れは、住民が自らの居住する自治体への関心を高めていくことに繋がるものである。ここでは、財政健全化法の内容や運用の仕組み、平成20年度決算に基づく健全化判断比率等の状況について述べる。

（1）制定の経緯

平成19年6月15日に公布された財政健全化法は、財政再建団体制度（地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号））を見直したものである。現在、地方自治体の行政活動の規模は拡大し、地方公営企業や一部事務組合、地方公社・第三セクター等を含め非常に広範なものとなっている。こうした現

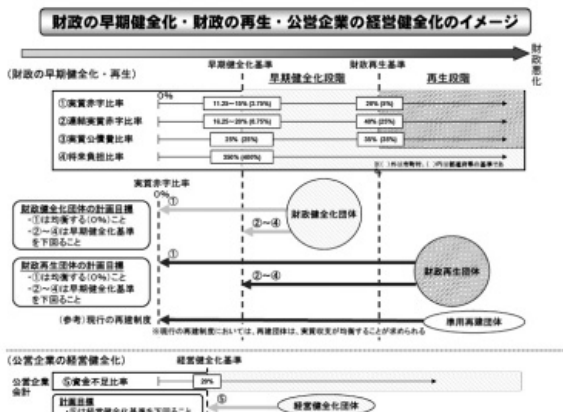
状を背景に、普通会計を主とする財政指標では、地方自治体の活動の全体像を把握することが困難となっており、その結果、議会や住民によるチェック機能が十分に働かず、地方公営企業や地方公社・第三セクター等の普通会計以外の財政悪化が、北海道夕張市において表面化したように自治体財政に影響を与える事例も出てきている。財政健全化法の制定により、自治体財政全体の評価を可能にする指標が公表され、財政破綻に至る前に、財政健全化を図ることが可能な枠組みが出来たといえる。

平成20年度は各自治体において健全化判断比率等の公表が行われ、平成21年度からは財政健全化計画策定の義務付け等が全面的に施行された。

(2) 制度の概要

財政健全化法は財政健全性の指標の公表を制度化しており、その比率に応じて早期改善を目指す財政健全化団体、悪化が深刻化した財政再生団体を規定している(図表1)。財政健全化団体は、指標のうち一つでも早期健全化基準以上になると該当する自治体となる。財政健全化団体は個別外部監査、議会の議決を経て自主的に財政健全化計画を策定し、健全化を目指すことになる。また、将来負担比率を除く三つの指標のいずれかが財政再生基準以上になると、国の監督を受ける財政再生団体となる。ただし、起債制限を受けるという前提で、自主再建の道も残されている。

図表1



出所：総務省ホームページ「地方公共団体財政健全化法関係資料」

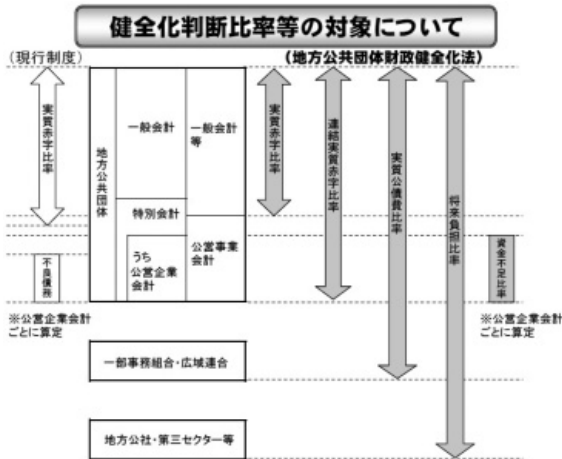
(3) 制度の特徴と指標

自治体財政は一般会計と特別会計からなる普通会計、病院や観光、下水道、国民健康保険、介護保険等の公営事業会計、一部事務組合・広域連合、地方公社・第三セクター等の各会計が密接に関連して構成されている。財政健全化法では、①普通会計だけでなく公営企業や地方公社・第三セクター等まで監視対象を拡大し、②単年度フローだけでなくストック面にも配慮した財政状況の判断指標を導入すること、③財政悪化を可能な限り早い段階で把握し、財政状態の改善に着手させることが特徴である。これは、これまでの財政再建制度の下において、北海道夕張市が普通会計とそれ以外の会計との間での不適切な会計処理により破綻したことを教訓として、①分かりやすい財政情報の開示が不十分である、②再建団体の基準が厳しくなく、早期是正機能がない、③債務残高の把握ができていない、④財政指標が主として普通会計のみを対象としている、⑤外部監査がない、等の問題点を改善したものである。

指標の具体的内容については、①実質赤字比率(一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率)、②連結実質赤字比率(実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率)、③実質公債費比率(一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模*1に対する比率)、④将来負担比率(地方公社や損失補償を行っている出資法人に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模*に対する比率)、⑤資金不足比率(公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率)である。①から④は、標準財政規模ないし標準財政規模から特定の数値(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)を控除したものである。この順にカバーする範囲が広がるものとなっている(図表2)。

※1) 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

図表2



出所：総務省ホームページ「地方公共団体財政健全化法関係資料」

(4) 平成20年度決算に基づく健全化判断比率等の状況
 総務省の公表資料によると、平成20年度決算に基づく健全化判断比率等が早期健全化基準以上である団体数は以下のとおりとなっている（※府内市町村は政令市を除く）。

実質赤字比率

- 2 団体が早期健全化基準以上（うち 1 団体が財政再生基準以上）【19年度決算：2 団体（うち 1 団体が財政再生基準以上）】
- 実質赤字額があるのは、市区町村で19団体【19年度決算：都道府県で1 団体、市区町村で23 団体】
- 府内市町村では早期健全化基準以上は該当無し【19年度決算：1 団体が早期健全化基準以上】

連結実質赤字比率

- 2 団体が早期健全化基準以上（うち 1 団体が財政再生基準以上）【19年度決算：11 団体（うち 2 団体が財政再生基準以上）】
- 連結実質赤字額があるのは、市区町村で39 団体【19年度決算：市区町村で71 団体】
- 府内市町村では 1 団体が早期健全化基準以上【19年度決算：3 団体が早期健全化基準以上】

実質公債費比率

- 20 団体が早期健全化基準以上（うち 1 団体が財政再生基準以上）【19年度決算：33 団体（うち 2 団体が財政再生基準以上）】
- 20 団体はすべて市区町村

- 都道府県の平均値は12.8%、市区町村は11.8%
 【19年度平均値：都道府県13.5%、市区町村12.3%】
- 府内市町村では早期健全化基準以上は該当無し
 【19年度決算：早期健全化基準以上は該当無し】

将来負担比率

- 3 団体が早期健全化基準以上【19年度決算：5 団体】
- 3 団体はすべて市区町村
- 都道府県の平均値は219.3%、市区町村は100.9%
 【19年度平均値：都道府県222.3%、市区町村110.4%】
- 府内市町村では 1 団体が早期健全化基準以上
 【19年度決算：1 団体が早期健全化基準以上】

資金不足比率

- 61 公営企業会計が経営健全化基準以上
 【19年度決算：156 会計】
- 資金不足額がある公営企業会計は202 会計
 【19年度決算：256 会計】
- 府内市町村では 2 団体の 2 会計が経営健全化基準以上【19年度決算：7 団体の 8 会計が経営健全化基準以上】

上記からもわかるように、全体的にみて平成19年度決算に比べ、平成20年度決算においては健全化判断比率及び資金不足比率が早期健全化基準以上である団体・会計が減少している。財政健全化法の本格施行を迎え、各団体において健全化判断比率等をより意識した財政運営の結果が表れているのではないだろうか。

将来負担額に関する府内市町村の分析

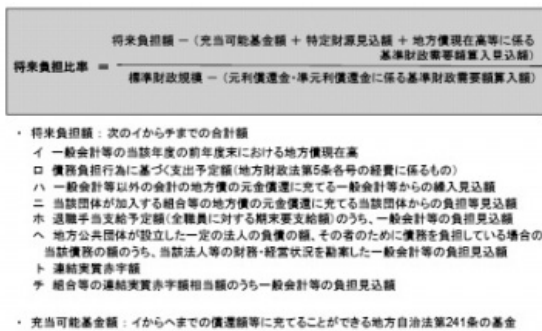
財政健全化法においては健全化判断比率及び資金不足比率が公表されることとなっているが、早期健全化基準及び経営健全化基準以上に該当しなければ、財政健全化計画及び経営健全化計画の策定等は義務付けられていない。従って、あくまで健全化判断比率等の指標においてはクリアされている健全化段階ということになる。しかし重要なことは、算定された比率が早期健全化基準等を越えたかどうかだけではなく、連結ベースでの財政負担を意識することである。ここでは、平成20年度決算に基づく将来負担

額に焦点をあて府内市町村の状況を考察していく。

(1) 将来負担額について

財政健全化法における将来負担比率は、図表3のとおり各団体の一般会計等の地方債現在高・債務負担行為に基づく支出予定額・退職手当支給予定額をはじめとした将来負担額から充当可能基金額・特定財源見込額・地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額を、標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額で除した比率である。

図表3



出所：総務省ホームページ「地方公共団体財政健全化法関係資料」

※(図表3) 将来負担額の内訳について、以下においては、イ：一般会計債、ロ：債務負担行為、ハ：公営企業債、ニ：組合等、ホ：退職手当、ヘ：設立法人、ト：連結赤字、チ：組合連結と表す。

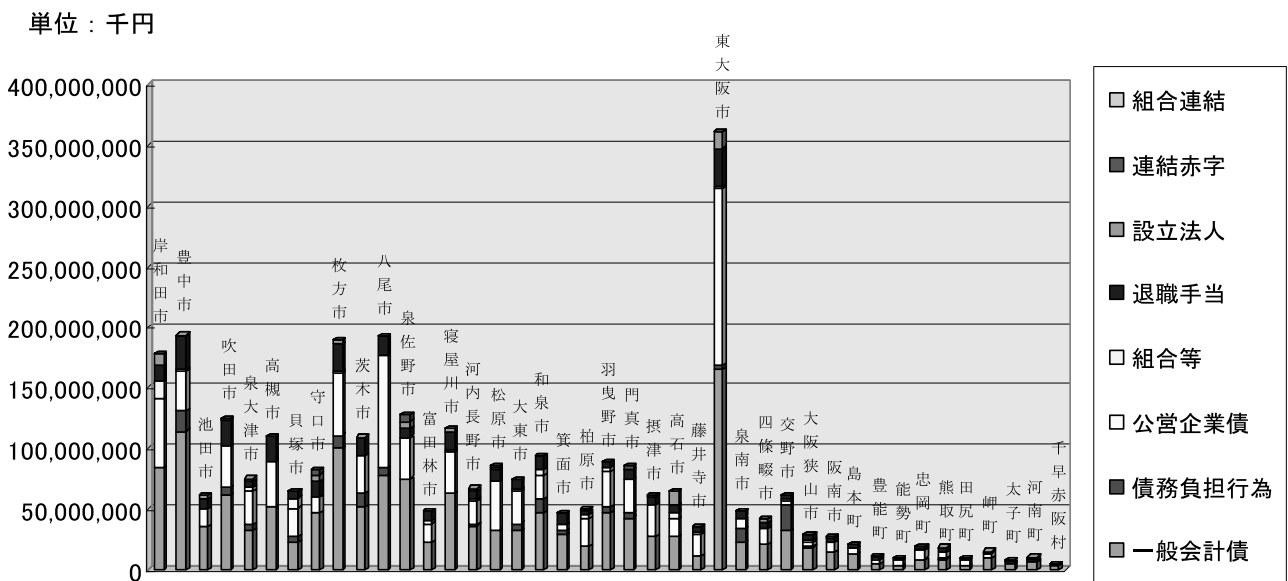
(2) 府内市町村の状況

府内市町村の状況について将来負担額の内訳をみると、主なものは一般会計債、公営企業債、退職手当、債務負担行為となっている(図表4)。この地方債をはじめとした将来負担額の内訳を将来負担額の合計で除したものについて、市計・町村計・市町村計(政令市を除く)ごとの平均でみると(図表5-1~3)、市計・町村計・市町村計いずれにおいても一般会計債及び公営企業債といった地方債に係る将来負担額が全体の約8割を占める状況となっている。

市計と町村計の比較においては、一般会計債等の残高は市計が49.0%に対して町村計は51.2%と将来負担額のうち半分以上を占める状況となっている。また、債務負担行為に基づく支出予定額は市計が4.4%に対し町村計は2.7%と市計が1.7%多く、さらに設立法人への一般会計等負担見込額についても市計が2.3%に対し町村計は1.1%と市計が1.2%多くなっている。一方で、退職手当支給予定額においては市計が11.0%に対して町村計が12.5%と町村計が1.5%多くなっている。

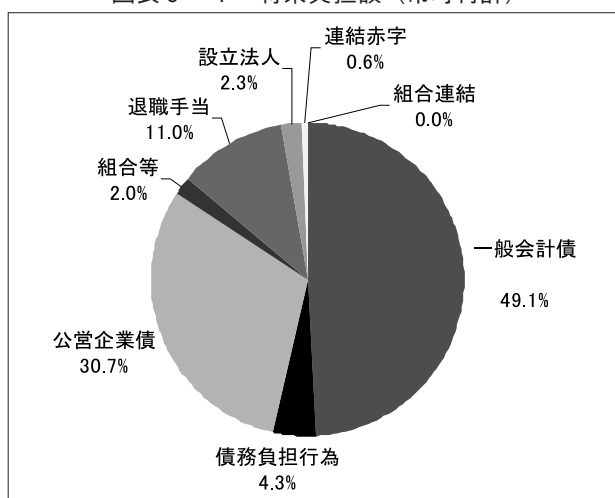
さらに、府内市町村の将来負担額を住民基本台帳人口で除し、住民一人あたりの金額として表したものが図表6である。これによると、住民一人あたりの負担が最も多い団体で125万円、最も少ない団体で31万円、平均で68万円となっている。また、将来

図表4 府内市町村の将来負担額



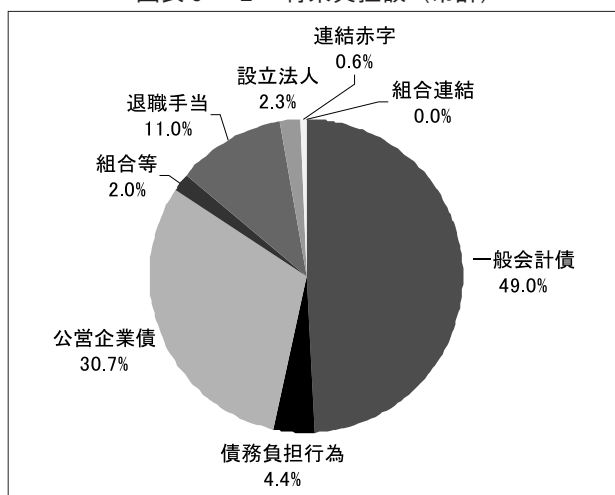
※府内市町村(政令市を除く)の平成20年度決算に基づく健全化判断比率算定様式をもとに作成

図表 5-1 将来負担額（市町村計）



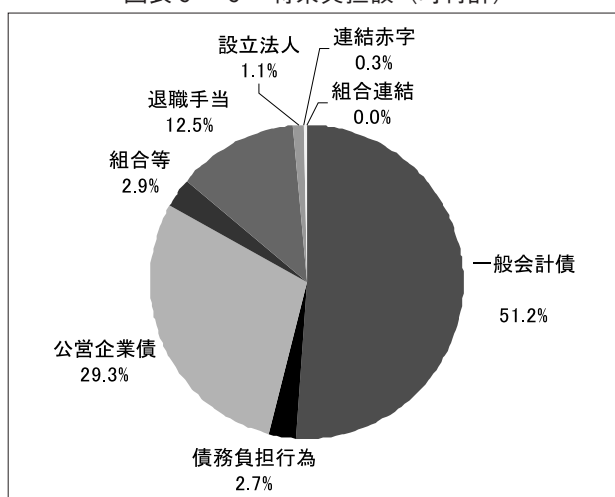
※府内市町村（政令市を除く）の平成20年度決算に基づく健全化判断比率算定様式をもとに作成

図表 5-2 将来負担額（市計）



※府内市町村（政令市を除く）の平成20年度決算に基づく健全化判断比率算定様式をもとに作成

図表 5-3 将来負担額（町村計）



※府内市町村の平成20年度決算に基づく健全化判断比率算定様式をもとに作成

負担比率は80%程度であっても、住民一人あたりの将来負担額が100万円以上となっている団体も存在する。これは、実際の将来負担比率の算定においては充当可能基金・充当可能特定歳入及び基準財政需要額算入見込額を将来負担額から控除するためであり、基金の潤沢な保有や、充当可能特定歳入として特に都市計画税の充当によりその分比率が小さく算定されることになるからである。

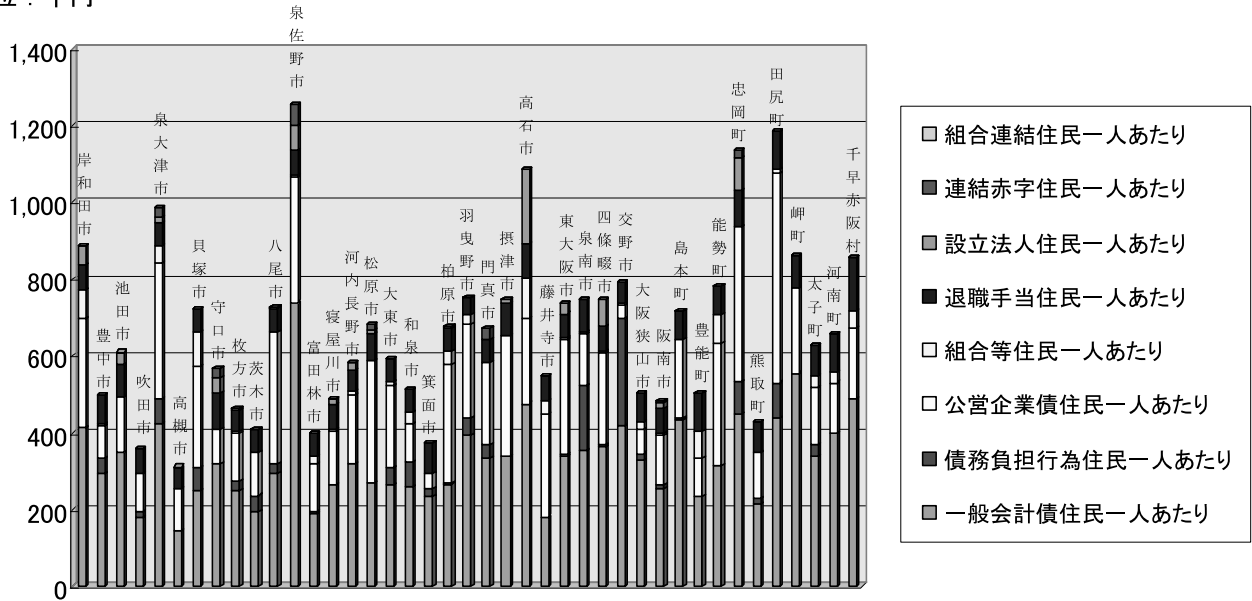
しかし、財政運営を行って行く上で基金に依存することは好ましいことではないし、都市計画税の充当もあくまで制度設計上の取扱いである。今後、社会全体において人口が減少していくことにより、住民一人あたりの将来にわたる負担額が増大していくことが予想される中で、各団体においては実際の将来負担額に注視しながら計画的な財政運営を行っていくことが重要であると考えられる。特に、地方債に係る元利償還金は義務的経費として将来にわたって負担することとなるため、適正な地方債残高の規模に留意する必要がある。

近畿1府5県内市町村及び府内市町村（いずれも政令市を除く）における、平成19年度決算に基づく住民一人あたりの将来負担額と標準財政規模の分布及び平均を示す近似曲線を表したものが図表7-1である。これによると、住民一人あたりの標準財政規模が拡大すれば、それに伴って住民一人あたりの将来負担額も増加する傾向が見られる。近畿2府5県内市町村の多くが近似曲線付近に集まっているが、これは財政運営において経常的に収入される財源が多ければ、その分地方債の償還をはじめとした将来の負担が可能となるためと考えられる。また、近畿1府5県内市町村の近似曲線の傾きは府内市町村の近似曲線よりも大きくなっており、住民一人あたりの標準財政規模が同程度の団体を比較した場合、府内市町村より近畿1府5県内市町村の方が住民一人あたりの将来負担額が大きいことがわかる。これは、府内市町村より近畿1府5県内市町村の方が将来負担額のうち一般会計等における地方債現在高の割合が高くなっているため^{*2}と考えられる。

さらに、府内市町村の平成20年度決算に基づく住民一人あたりの将来負担額と標準財政規模の分布及

図表6 府内市町村の住民一人あたりの将来負担額

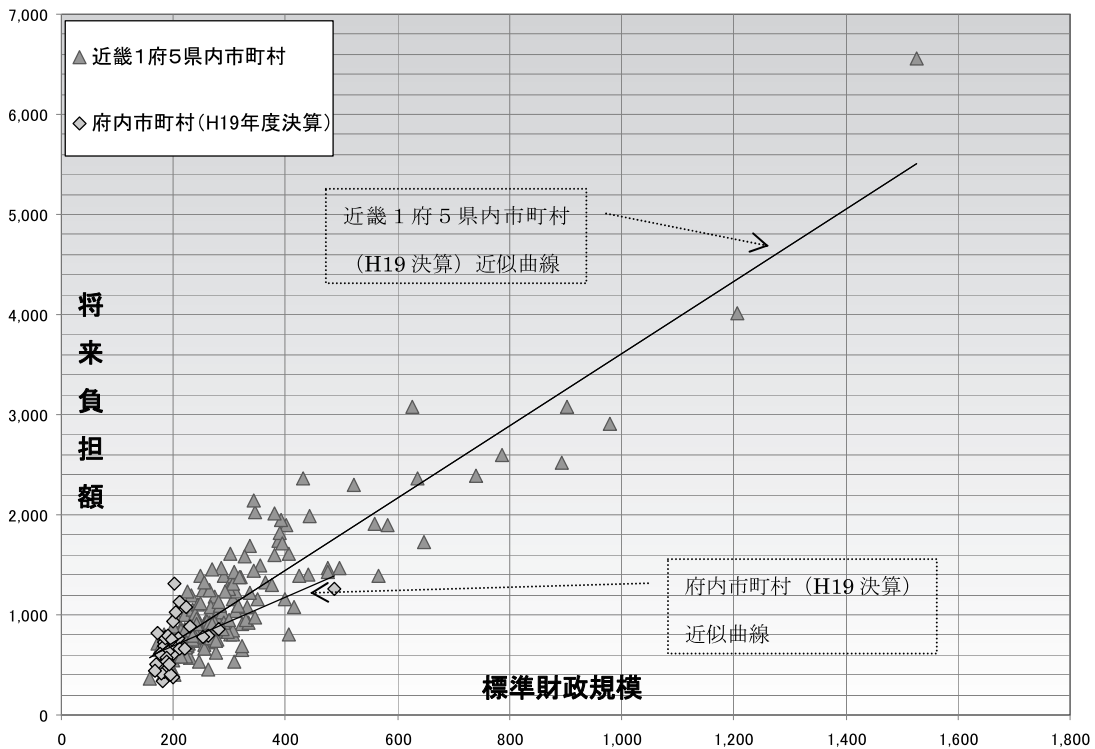
単位：千円



※府内市町村（政令市を除く）の平成20年度決算に基づく健全化判断比率算定様式をもとに作成
 ※平成21年3月31日現在における各団体の住民基本台帳人口により算出

図表7-1 近畿1府5県内市町村と府内市町村における住民一人あたりの将来負担額と標準財政規模の分布

単位：千円



※近畿1府5県内市町村は、総務省ホームページ「健全化判断比率・資金不足比率カード（平成19年度決算）」の滋賀県・京都府・奈良県・三重県・和歌山県・兵庫県内市町村（政令市を除く）から作成
 ※府内市町村（政令市を除く）は、平成19年度決算に基づく健全化判断比率算定様式をもとに作成
 ※平成20年3月31日現在における各団体の住民基本台帳人口により算出
 ※標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額を含む

び平均を示す近似曲線を表したものが図表7-2である。府内市町村の平成19年度決算と平成20年度決算の近似曲線を比較すると、平成20年度決算の傾きが若干緩やかになるとともに右側へシフトしており、住民一人あたりの標準財政規模に対する将来負担額が減少していることがわかる。

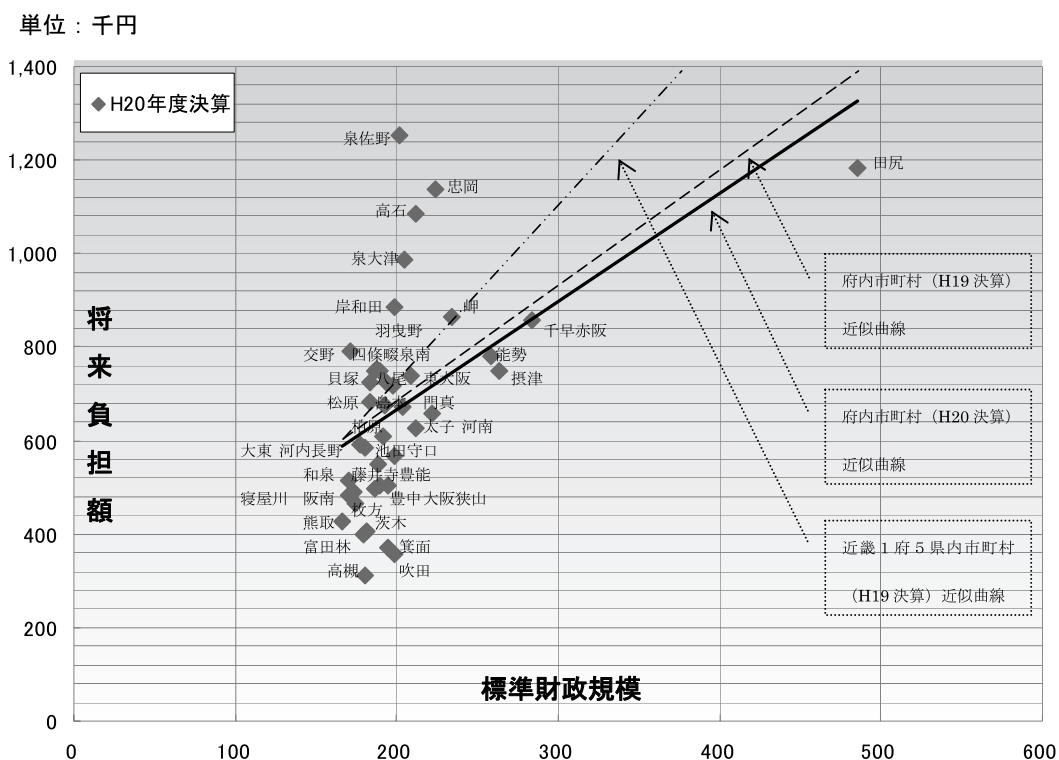
府内市町村の平均値である近似曲線を基準に考えた場合、近似曲線より左側へと移動するにしたがって「住民一人あたりの標準財政規模に比べて将来負担額が大きい」ということになり、地方債をはじめとした将来負担が相対的に過剰な状態を示している。また、近似曲線の右側へと移動するにしたがって「住民一人あたりの標準財政規模に比べて将来負担額が小さい」ということになり、地方債をはじめとした将来負担が相対的に少ない状態、つまり、地方債を発行することなく一般財源での対応が可能である

こと、もしくは投資的経費が抑制されていることを示している。

今後、近似曲線の左側にある団体については、税をはじめとした収入と地方債をはじめとした将来にわたる支出についてのバランスを意識しながら、近似曲線の右側へ、つまり将来負担を減少させていくような財政運営に取り組んでいくことが重要である。一方、近似曲線上やその右側にある団体についても、少子高齢化に伴う将来の税収等の減少を念頭に置きながら引き続き堅実な財政運営を行っていくことが重要であることは言うまでもない。各団体においてこうした財政規模と将来負担のバランスを意識しながら「身の丈」に応じた財政運営を行っていくことが、住民に選択される自治体となることに繋っていくのではないだろうか。

※2) 将来負担額に占める一般会計等の地方債現在高

図表7-2 府内団体ごとの住民一人あたりの将来負担額と標準財政規模の分布



※近畿1府5県内市町村は、総務省ホームページ「健全化判断比率・資金不足比率カード（平成19年度決算）」の滋賀県・京都府・奈良県・三重県・和歌山県・兵庫県内市町村（政令市を除く）から作成

※府内市町村（政令市を除く）は、平成19年度決算に基づく健全化判断比率算定様式をもとに作成

※平成19年度決算分は、平成20年3月31日現在における各団体の住民基本台帳人口により算出

※府内市町村（政令市を除く）の平成20年度決算に基づく健全化判断比率算定様式をもとに作成

※平成20年度決算分は、平成21年3月31日現在における各団体の住民基本台帳人口により算出

※標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額を含む

の割合は、近畿1府5県内市町村54.4%に対し府内市町村48.2%となっている一方で、一般会計等の地方債現在高のうち臨時財政対策債の現在高は、近畿1府5県内市町村17.8%に対し府内市町村22.5%となっている。近畿1府5県内市町村においては、主に合併特例事業債・過疎対策事業債等の現在高が多くなっていることが特徴である。

将来負担を生じさせる地方債

先述のように、将来負担額において地方債が占める割合は非常に大きなものとなっている。財政運営を行っていく上で、社会資本整備のために発行される建設事業債、また、臨時財政対策債をはじめとした特例により発行が認められている地方債は地方自治体にとって一定頼らざるを得ない必要不可欠な財源である。しかし、地方債制度は許可制から協議制への移行や公的資金の抑制といった変革期を迎えており、将来負担額を考慮すれば地方債の発行は必要最小限のものとしていかねばならない。ここでは、地方債を取り巻く環境の変化や地方債の発行における住民視点の重要性について述べる。

(1) 地方債制度の変化

地方債制度は、地方分権推進計画等に基づき「地方財政法」（昭和23年法律第109号）が改正され、平成18年度から従来の「地方債の発行を原則禁止とした上で許可により解除するという仕組み」である許可制から、「地方債の発行は原則自由とした上で協議により公的資金の配分と交付税措置との調整等を行う仕組み」である協議制へ移行した。協議制への移行は、地方債の発行についてこれまでの原則禁止を抜本的に転換して、違法でない限りは発行を原則自由とした制度改革である。

(2) 公的資金の抑制

地方債に関わる問題としては公的資金の抑制の流れがある。これは、政府の政策金融改革により、資金の流れを「官から民へ」改革し、経済全体の活性

化に繋げていくため、民間においても可能なことは民間に委ねるとの観点から見直しが行われたものである。

見直しの一点目として、地方公営企業等金融機構の設立がある。これは、公営企業金融公庫を廃止し、地方自治体が共同で出資のうえ設立された資金調達のための新組織である。公営企業金融公庫の権利及び義務は地方公営企業等金融機構に承継され、さらに、平成20年10月30日の「生活対策」を受けて、地方自治体の一般会計にも貸付けを行う金融機構に改組され、平成21年6月1日からは地方公共団体金融機構として業務を行っている。

二点目として、財政融資資金については「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）において、段階的に縮減することとされ、機構の地方自治体への貸付けについても、財政融資資金の段階的な縮減に併せて、段階的に適切な縮減を図るものとされている。

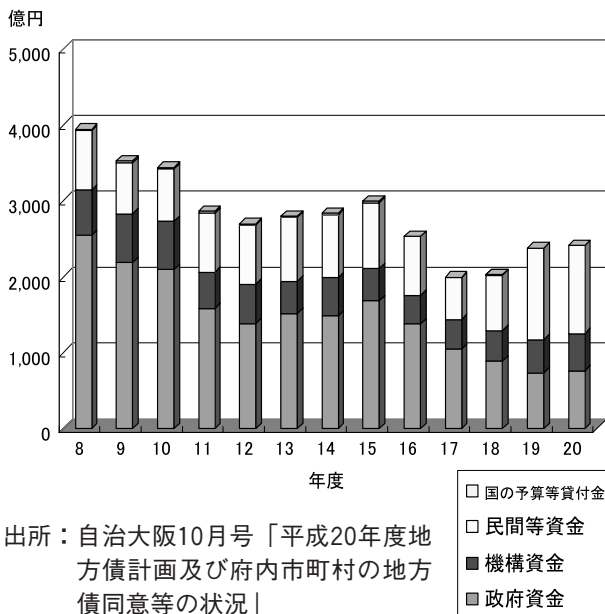
なお、機構の地方自治体に対する貸付けの段階的な縮減については、前述の地方公共団体金融機構への移行に併せて新たに条項が加えられ、内外の金融秩序の混乱、経済事情の変動等により地方自治体の財源が不足する場合においてその不足額を埋めるために発行する地方債については段階的縮減の規定は適用されないこととされている。これにより、平成21年度地方債計画においては、臨時財政対策債の大幅な増加（2.3兆円）に対応して、機構の貸付枠が5,000億円増額されている。

また、平成13年度に行われた財政投融资改革においては、郵便貯金・年金積立金の預託義務を廃止し、市場における自主運用を行うこととするともに、償還確実性の精査、民業補完を踏まえ、真に必要とされる額のみを財投債により調達することとされた。地方自治体向けの財政融資も、これに即して縮減されてきたところであり、今後も、基本的には、地方自治体の資金調達能力及び資金使途に着目した重点化の方向性を維持していく必要があることとされている。

こうした流れを反映して、府内市町村においても平成15年度以降、公的資金の割合が減少し民間等資

金の割合が増加している（図表8）。平成15年度と平成20年度を比較すると、平成15年度においては政府資金56.1%、公庫資金14.3%、民間等資金29.5%であったものが、平成20年度においては、財政融資31.7%、機構資金20.2%、民間等資金48.1%となっており、やはり財政融資と機構資金を合わせた公的資金は全体の70.4%から51.9%と減少し、民間等資金は29.5%から48.1%と増加する状況となっている。

図表8 資金別地方債同意等額の推移



(3) 住民視点の重要性

資金調達をするにあたり民間等資金の占める割合が高まることを背景に、各地方自治体においては市場との関わり、言い換えれば金融機関を含めた市場から評価を受けることは不可避である。金融機関及び市場からの評価は、各地方自治体の公債費負担（金利負担）や資金調達の可否に大きく関係するものであり、住民の視点から見ればその団体に居住する自らの負担となって跳ね返ってくるものである。そして、こうした流れは今後ますます加速していくと考えられる。さらに、【黒田武一郎「地方債と財政規律」地方財務2009年7月号】においては、地方債発行についての問題点として、「将来世代にとって、本当に必要な事業なのか、その事業は最小の経費で最大の効果を上げうるものなのかが十分に検証できているかどうかがある」とし、「社会資本整備を地方債

で賄うことを可能としているのは、その便益を享受する将来世代にも元利償還金を負担してもらうことが世代間の公平の観点から適切であるとの考え方に基づくものである。しかし、将来世代は、その社会資本整備が本当に自分達にとっても必要なものかどうかについての決定に参加できないため、決定時において、社会経済情勢、地域の将来、人口の構成、行政ニーズ等を踏まえた的確な判断ができない場合、将来世代にとっては不必要であると評価される社会資本が残され、負担のみが生じることとなる。現在の厳しい地方財政の中であって、市場によるチェックも含めた財政規律の強化を進めつつも、そのみに依存するのではなく、真に必要な事業を最小のコストで実施するための地方債の発行であるかどうかを地方自治体自らが検証する仕組みの強化が必要」と指摘している。

こうした仕組みの構築は一朝一夕に構築可能なものではないし、また、既に地方債の議決を通して果たしてきた議会の存在意義をも含めた議論となってくるであろう。この点については、「3. 将来負担額に関する府内市町村の分析」においても既に述べたが、まず税収等と将来負担のバランスを意識していくことが最も重要である。さらに、これは議会を軽視する意味では決してないが、地方分権の進展に伴い住民自治が強く叫ばれる今日においては、例えば、実際に施設を利用することとなる地域住民や外部有識者を含めた第三者の視点、つまり「住民視点」というものを社会資本整備やそれに必要となる財源としての地方債の発行について、より一層意識し検証する仕組みを構築していく必要があると考える。

住民視点の行財政運営へ

厳しい財政状況の下、限られた財源を効率的かつ効果的に活用し、住民の視点から地域において真に必要なとされる施策を講じていくためには、今後の行財政運営において住民・事業者をはじめとした地域の力が不可欠である。ここでは、府内において実際に行われている住民視点でまちづくりに参加する取組を考察する。

(1) 府内自治体の取組

池田市においては、平成19年度に「池田市地域分権の推進に関する条例」を制定し、「地域分権」を提唱した市民と市との協働によるまちづくりを推進している。具体的には、地域の自治会やPTA、地区福祉委員会等の各種団体と地域住民とが連携・協力し、地域のまちづくりのために自発的に活動する組織である地域コミュニティ推進協議会が設立されている。各地域コミュニティ推進協議会においては、地域内の課題抽出や解決策が検討され、その実現に向けた事業に対する予算提案をするという取組がなされている。【池田市ホームページ（地域分権やります「自分たちのまちは自分たちでつくろう」）より作成】

また、大阪狭山市においても、平成20年度から中学校区を単位として地域内で様々なテーマに基づき活動する団体等が自主的に集まり、地域内における課題やまちづくりに関する議論と合意により、市に予算を提案する大阪狭山市まちづくり円卓会議を設置している。目的としては、多くの市民に身近なところからまちづくりに主体的に関わる市民自治への契機づくり、より市民ニーズに即した事業選択、地域内コミュニティの醸成や市民協働の推進、地域内で活動する各種団体の連携推進としている。【大阪狭山市ホームページ（まちづくり円卓会議）より作成】

両事例の特筆すべき点としては、市に対し予算措置の提案が可能となっていることである。池田市の事例において平成21年度に予算措置されたものとしては、各協議会におけるコミュニティ紙等発行事業、街路灯強化事業、地域掲示板設置事業が主なものであり、その他防犯防災に関する事業をはじめとして地域の実情に応じた多くの事業が措置されている。一方、大阪狭山市の事例においては、土木・建築工事などのハード整備事業は対象外であるが、地域コミュニティの育成に関する事業、地域福祉の増進に関する事業、環境に関する事業、防犯、防災等に関する事業が対象とされている。平成21年度において予算措置されたものとしては、「南小学校区円卓会議推進事業」として情報の収集と発信、地域コミュニティのネットワーク化に必要なパソコン等の資機材

の整備、地域コミュニティ誌の発行等となっている。

(2) 取組の意義

他の自治体においても小学校区等を単位としてまちづくりについて議論する場を設定する取組は恐らく存在すると思われる。しかし、自治体に対し予算措置を要求できるという両市の取組は珍しいし、住民視点の行財政運営を進める上で非常に大きな意義があると考えられる。なぜなら、こうした取組は、地域において真に必要とされる施策かどうか、最少の経費で最大の効果を挙げるものとなっているかを住民の視点で議論し、検証する機会となるからである。

「住民視点」をより根付かせ、強化させていくためには、事業の選択に加えて、その実施にあたって裏付けとなる財源についても議論していくことである。例えば、社会資本整備にあたって地方債を発行してまで行うべきか、世代間負担のあり方として償還期間や利用者が負担する使用料の水準等についても議論するところまで発展させていくのである。これを定着させていくことができれば、住民は自らが納めた税の用途に関心を持つようになるだけでなく、たとえ将来世代はその社会資本整備が必要かどうかについての決定時に参加できなくても、また、一地域で決定された事業でその財政負担が自治体全体・全住民に及ぶものであっても、「住民視点」が取り入れられた上で決定されたものであれば、納得の上でその負担に応じるのではないだろうか。

まとめ

自治体財政の状況や取り巻く環境が大きく変化する中、住民が必要とする施策を安定的に講じていくためには、財政規模と将来負担のバランスを意識した財政運営が重要であることや、地方債の発行にあたって、「住民視点」というものをより一層意識していく必要があること、加えて、厳しい財政状況の下、限られた財源の効率的かつ効果的な活用のために、住民の視点から地域において真に必要とされる施策を講じていくためには、今後の行財政運営において住民・事業者をはじめとした地域の力が不可欠であ

り、「住民視点」を取り入れた行財政運営を根付かせていくことが必要であることについて述べてきた。最後に、今後、自治体の行財政運営に必要な点について補足を加えながら再度整理したい。

地方自治体は、住民の視点に立った可能な限りの財政情報の提供を行っていくことを前提として、一定の住民負担を的確に求めていくことにより安定した財源を確保し、住民にとって「住みたい」と感じられるような施策を安定的に講じていかなければならない。そのためには、健全化判断比率等を活用した財政分析をしていくことである。具体的には、指標を着実に改善させていくため、自団体の置かれている状況を類似団体と比較する等客観的に見て、予算編成に反映させていくのである。これによって、可能な限り将来にわたる財政負担を少なくし、住民が必要とする施策を安定的に講じていくことに耐え得る自律した行財政運営を行っていくことができる。

さらに、住民も行政に任せるだけでなく、自らも公共の仕事を担っていくことである。つまり、「新しい公共」という考え方である。現在、行政の様々な分野において「住民との協働」・「住民参加」が盛んに言われている。限られた財源の中で自治体が様々な施策を実施していくためには、行政が経費を費やすのではなく、分担協力可能な分野については住民や事業者と協力して実施することが必要ということである。そのためには、住民・事業者をはじめとした地域の力が不可欠であり、普段から行政と地域が連携し、接点を持つておくことである。ここで重要なことは、行政の都合で一方的な押し付けとならないようにしていくことである。これによって、施策の立案段階から住民や事業者との対話を通して協力を求めることができ、業務の効果的かつ効率的な実施や、施策に関する住民の理解が進むことに繋がるのである。

こうした取組が、各自治体において様々な事業の選択と集中をさらに進めていくとともに、より効果的かつ効果的な行財政運営に繋がり、将来にわたって住民が真に必要な施策を安定的に講じていくことが可能となるのである。行財政運営に「住民視点」というものをより一層意識した自治体こそが、

地方分権時代においては住民に支持・選択される自治体となるのである。

参考文献

- ・黒田武一郎「地方債と財政規律」地方財務2009年7月号
- ・(株)日本総研「自治体財政健全化法と地方財政への影響」(2007年7月27日)
- ・政策提言自治体会議「夕張問題をどのように受け止めるか」(2007)
- ・総務省ホームページ「地方公共団体財政健全化法関係資料」
- ・井熊均「自治体再生—資産リストラで財政破綻を回避せよ—」(2008)
- ・平岡和久、森裕之、初村尤而「財政健全化法は自治体を再建するか—事例でみる影響と課題—」(2008)
- ・池田市ホームページ「地域分権やっています「自分たちのまちは自分たちでつくろう」」
- ・大阪狭山市ホームページ「新しいまちづくり制度(まちづくり円卓会議)」
- ・大阪府総務部市町村課「平成20年度地方債計画及び府内市町村の地方債同意等の状況」自治大阪2009年10月号
- ・大阪府総務部市町村課「平成19年度市町村決算の概況」自治大阪2009年2月号